

（別添２）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	特定個人情報保護評価書 （重点項目評価書） 評価書名	国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 重点項目評価書	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書	事前	
令和3年1月1日	特定個人情報保護評価書 （重点項目評価書） 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大分市は、国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務における特定個人情報のファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。	大分市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和3年1月1日	特定個人情報保護評価書 （重点項目評価書） 特記事項	—	大分市では、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、個人情報の適正な取扱いの確保を図る。	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務情報 ①事務の名称	国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務	国民健康保険に関する事務	事前	評価書番号9「国民健康保険の給付に関する事務 重点項目評価書」,10「国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 重点項目評価書」の各事務を、評価書番号8「国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 重点項目評価書」にて一元管理するため
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務情報 ②事務の内容	・地方税法、国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格管理・国民健康保険税の賦課を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届け出書に関する確認 ②被保険者の資格管理 ③国民健康保険税の賦課・更正・減免 ④各種帳票作成処理 ⑤被保険者情報を国保情報集約システムと連携する。	当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。	事前	

令和3年1月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務情報 ②事務の内容	・地方税法、国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格管理・国民健康保険税の賦課を行う。 ・特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届け出書に関する確認 ②被保険者の資格管理 ③国民健康保険税の賦課・更正・減免 ④各種帳票作成処理 ⑤被保険者情報を国保情報集約システムと連携する。	・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 番号法の別表第二に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	
令和3年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険料（税）賦課システム	事前	
令和3年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 資格情報管理 （1）国民健康保険の被保険者の資格を把握する（資格取得・喪失、退職該当、非該当） （2）緩和措置対象者管理（特定同一世帯所属者・旧被扶養者） （3）非自発的失業者管理 （4）証関連の発行 2. 賦課情報管理 （1）被保険者世帯への国民健康保険税を算出する （2）被保険者に保険税を通知する納付書を発行する （3）国保税を賦課した算出根拠、賦課額、期割情報を確認する	1. 照会 ：国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、国民健康保険資格および口座登録の状況の照会を行う。 2. 申請受付 ：減免申請などを受け付ける。※減免は、減免額・減免率・期別減免額の3パターン。 減免世帯に対して、更正が発生した場合には対象者をリストアップして減免額の再確認を行う。 3. 賦課資料入力 ：所得・資産などの賦課根拠の情報、介護2号適用除外情報、被扶養者情報および年少被保険者人数情報の入力を行う。 4. 更正決議 ：月次に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に対応して、増額と減額を分けて決議する。 5. 税（料）額試算 ：架空の資格状況や所得データを基に賦課額をシミュレーションする。	事前	

令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 資格情報管理 (1) 国民健康保険の被保険者の資格を把握する(資格取得・喪失、退職該当、非該当) (2) 緩和措置対象者管理(特定同一世帯所属者・旧被扶養者) (3) 非自発的失業者管理 (4) 証関連の発行 2. 賦課情報管理 (1) 被保険者世帯への国民健康保険税を算出する (2) 被保険者に保険税を通知する納付書を発行する (3) 国保税を賦課した算出根拠、賦課額、期割情報を確認する	6. 税(料)率試算 : 指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。 また、国民健康保険中央会の保険料(税)適正算定システム用にデータを切り出す。 7. 当初賦課処理計算 : 本算定の当初賦課計算や納付書の作成など、当初賦課に関連する処理を行う。 8. 各種帳票の出力 : 賦課準備のための各種調査用一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表などの複数の調定情報の集計表を出力する。 9. 国・都道府県への報告資料の作成 : 国への報告資料の課税状況調べ、都道府県への報告資料の基盤安定交付金や保険基盤安定など各種報告資料を作成する。 10. 宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11. 庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム、宛名システム等、税務システム	情報提供ネットワークシステム、庁内連携システム、宛名システム等、その他(国民健康保険資格システム、収納消込/滞納管理システム、中間サーバ)	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	団体内統合宛名システム	国民健康保険資格管理システム	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 2. 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	1. 照会 : 世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。 2. 異動処理 : 加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。 3. 証発行管理 : 保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。 4. 前期高齢者判定 : 随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。 5. 申請受付 : 限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。	事前	

令和3年1月1日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 2. 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	6. 滞納管理 ：短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。 7. 保険証の一括更新 ：滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書を自動で分類し出力する。 8. 各種一覧表の出力 ：年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。 9. 都道府県への報告資料の作成 ：事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。 10. 宛名機能 ：住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11. 庁内連携機能 ：自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事前	
令和3年1月1日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	宛名システム等、中間サーバー	情報提供ネットワークシステム、庁内連携システム、宛名システム等、その他（国民健康保険給付システム、収納消込／滞納管理システム、中間サーバ）	事前	
令和3年1月1日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	中間サーバー	国民健康保険給付システム	事前	
令和3年1月1日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システムおよび住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、管理する機能。	1. レセプト管理 ：レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。 2. 申請受付 ：高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。 3. 照会 ：高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。 4. 支払 ：口座振替データ（全銀形式）フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。 5. 過誤・求償 ：過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。	事前	

令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	6. 高額介護合算 ：申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。 7. 国民健康保険連合会データの取り込み ：国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。 8. 高額療養費の一括計算 ：高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。 9. 各種帳票の発行 ：医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。 10. 都道府県への報告資料の作成 ：事業月報C表やF表の出力、退職G表の集計用データを作成する。 11. 宛名機能 ：住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 12. 庁内連携機能 ：自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	情報提供ネットワークシステム、宛名システム等、団体内統合宛名システム	情報提供ネットワークシステム、庁内連携システム、宛名システム等、その他（国民健康保険資格システム、中間サーバ）	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	住登外宛名システム	収納消込／滞納管理システム	事前	

令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	1. 個人コード（住登外）付番、登録機能 住登外者に対して、本市内の利用する個人コードを付番する機能。 各事務システム管理者が必要に応じ登録を行う。 2. 住登外情報修正機能 住登外者に対して、必要に応じ内容の修正を行う。	1. 収納状況照会 ：宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを発行する。 2. 消込 ：消込データの入力・取込(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。 3. 還付充当 ：過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書（誓約書）・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。 4. 口座振替 ：口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。 5. 督促状・催告書の発行 ：督促状作成では督促状・納付書付き督促状を、催告書作成では催告書・催告書兼領収書を発行する。	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ②システムの機能	1. 個人コード（住登外）付番、登録機能 住登外者に対して、本市内の利用する個人コードを付番する機能。 各事務システム管理者が必要に応じ登録を行う。 2. 住登外情報修正機能 住登外者に対して、必要に応じ内容の修正を行う。	6. 各種統計資料などの作成 ：月報、収入状況一覧表、国保介護一般退職按分表などの集計表・一覧表を作成する。 7. 年度末処理 ：繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。 8. 財務連動 ：財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。 9. 財産管理 ：実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。 10. 滞納処分 ：差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除し、滞納処分調書を発行する。	事前	

令和3年1月1日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1 個人コード（住登外）付番、登録機能 住登外者に対して、本市内の利用する個人コードを付番する機能。 各事務システム管理者が必要に応じ登録を行う。 2 住登外情報修正機能 住登外者に対して、必要に応じ内容の修正を行う。	1 1. 公売管理 ：不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を登録・修正・削除し、公売帳票を発行する。 1 2. 分納計画 ：分割納付情報を登録・修正・削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 1 3. 執行停止・不納欠損 ：執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。 1 4. 宛名機能 ：住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 1 5. 庁内連携機能 ：自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事前	
令和3年1月1日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム、宛名システム等、税務システム	庁内連携システム、宛名システム等、その他（国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム）	事前	
令和3年1月1日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。） * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	団体内統合宛名システム	事前	
令和3年1月1日	1 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)都道府県内の市町村間を転居した場合、転出市町村と転入市町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 * ファイル転送機能とは、市町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。	1 団体内統合宛名番号の付番と管理 ：各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。 2 符号取得支援・確認 ：処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 3 情報提供機能 ：中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。 4 情報照会機能 ：各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバーへ照会情報を通知する。 5 宛名情報照会 ：団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。	事前	

令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	—	情報提供ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、その他（各業務システム、中間サーバ）	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 システム 6 を追加			事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 システム 7 を追加			事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 システム 8 を追加			事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 システム 9 を追加			事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 システム 1 0 を追加			事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 システム 1 1 を追加			事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 システム 1 2 を追加			事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	（1）国民健康保険税賦課ファイル （2）国民健康保険資格ファイル （3）国民健康保険給付ファイル （4）国民健康保険収滞納ファイル	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 ※法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）第9条第1項、別表第一 第16、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条	番号法第9条第1項 別表第一の16,30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16,24条	事前	

令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の第27、42、44、45項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第26条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二の第1、42、46項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第25条	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・ 27,42,43,44,45	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要の削除			事前	評価書番号9「国民健康保険の給付に関する事務 重点項目評価書」,10「国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 重点項目評価書」の各事務を、評価書番号8「国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 重点項目評価書」にて一元管理するため
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課)の追加			事前	評価書番号9「国民健康保険の給付に関する事務 重点項目評価書」,10「国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 重点項目評価書」の各事務を、評価書番号8「国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 重点項目評価書」にて一元管理するため
令和3年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(資格)の追加			事前	評価書番号9「国民健康保険の給付に関する事務 重点項目評価書」,10「国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 重点項目評価書」の各事務を、評価書番号8「国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 重点項目評価書」にて一元管理するため
令和3年1月1日	(別紙) 提供先21以降(資格)の追加			事前	評価書番号9「国民健康保険の給付に関する事務 重点項目評価書」,10「国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 重点項目評価書」の各事務を、評価書番号8「国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 重点項目評価書」にて一元管理するため

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付)の追加			事前	評価書番号9「国民健康保険の給付に関する事務 重点項目評価書」,10「国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 重点項目評価書」の各事務を、評価書番号8「国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 重点項目評価書」にて一元管理するため
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(収納)の追加			事前	評価書番号9「国民健康保険の給付に関する事務 重点項目評価書」,10「国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 重点項目評価書」の各事務を、評価書番号8「国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 重点項目評価書」にて一元管理するため
令和3年1月1日	(別添1) ファイル記録項目			事前	使用するシステム再構築に関する仕様の変更による
令和3年1月1日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収納ファイル	事前	
令和3年1月1日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う ・市内または他市町村から情報を入手する際も、必要以上の情報を入手しないようチェックを行う ・不必要な書類は受け取らないようにし、不必要な書類を提出された場合は返還する <国保連合会からの入手における措置>(略)	・住基情報の入手については、既存住民基本台帳システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、被保険者対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 ・住民からの申告・申請情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 <国保連合会からの入手における措置>(略)	事前	

令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	誤記入、誤入力防止、審査徹底を実施する	・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ：庁内連携機能からの住基情報等の入手については、入退室管理をしている情報政策課内のサーバ間通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ：庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセス権を有しない職員のなりすましによる入手への対策を施している。 また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 ：国保連合会からの入手における、国保総合PCにおける入手については、専用線を用いるとともに、定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	誤記入、誤入力防止、審査徹底を実施する	・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ：入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ：職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ：国保連合会からの入手における、国保総合PCにおける入手については、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 ：庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 ：国保連合会からの入手における、国保総合PCにおける入手については、専用線を用いるとともに、暗号化、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、（中略） ・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、（中略） <国保総合PCにおける措置>（略）	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、（中略） ・システムの利用できる端末を管理することにより、利用が許可されていない端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、（中略） <国保総合PCにおける措置>（略）	事前	

令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く	・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 ：外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ：各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 ：一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ：特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いたり、のぞき見防止フィルムを貼付する措置を講ずる。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ：バックアップファイルの取得は入退室管理をしている情報政策課サーバー室での作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く	：特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末及び特定の記録媒体への書き出しのみに限定してる。 ：特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ：保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ：機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 ：庁内の端末の持ち出しは、業務上どうしても必要な場合、情報セキュリティ管理者の許可を得て記録をとることとしている。 ：G U I によるデータ抽出機能は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ：特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要なとなる範囲にとどめる。	事前	

令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・秘密の保持 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写または複製の禁止 ・資料等の返還 ・従事者への周知 ・調査権 ・事故報告 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	・情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業 者、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) ・市による監査、検査	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記) <国保連合会における措置> (略)	・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスクに対する措置 ：委託先から他社への提供は認めていない。 ：情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 ：情報資産を提供する際、必要に応じ暗号またはパスワードの設定を行っている。 ：必要に応じて、国保年金課職員が現地調査を実施している。 ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスクに対する措置 ：委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出してもらっている。 ：必要に応じて国保年金課職員は現地調査・確認を行えることとしている。 <国保連合会における措置> (略)	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・緊急時等に、特定個人情報ファイルをフラッシュメモリ等の外部媒体を用いて提供・移転する場合は、データの暗号化および媒体のパスワードロック等の措置を講じたうえで提供・移転を行う。	事前	

令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク	(追記) ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を(中略) ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、(中略) (追記)	＜国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、収納消込／滞納管理システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号法の規定の範囲内において情報照会を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク	(追記) ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を(中略) ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、(中略) (追記)	・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト（※2）との照合を(中略) ・中間サーバの職員認証・権限管理機能（※3）では、(中略) （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第二および第19条第14号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事前	

令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：不正な提供が行われるリスク	(追記) ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能により、(中略) ②情報提供機能により、(中略) ③特に慎重な対応が求められる情報については(中略) ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、(中略)不適切なオンライン連兼を抑止する仕組みになっている。(追記)	＜国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、収納消込／滞納管理システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な権限の制限等により、不正な使用を防止している。 ・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施することで、不適切な端末操作を抑止する。 ・特定個人情報ファイルの情報連携は、団体内統合宛名システムへの通信に限定し、システムログ（連携日時等）としてストレージ等に記録している。また、必要に応じて記録の確認を行う。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・中間サーバとの情報連携は、団体内統合宛名システムが一括して行うため、業務システムから中間サーバへ直接情報連携できない仕組みとしている。 ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報提供が可能な権限と、その権限において提供可能な特定個人情報の制限を行っている。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：不正な提供が行われるリスク	(追記) ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能により、(中略) ②情報提供機能により、(中略) ③特に慎重な対応が求められる情報については(中略) ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、(中略)不適切なオンライン連兼を抑止する仕組みになっている。(追記)	・特定個人情報ファイルの情報連携の記録はシステムログ（情報連携先、連携日時等）としてストレージ等に記録しており、必要に応じて記録の確認を行う。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、(中略) ・情報提供機能により、(中略) ・特に慎重な対応が求められる情報については(中略) ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、(中略)不適切なオンライン連兼を抑止する仕組みになっている。（※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能。 ＜中間サーバの運用における措置＞ ・中間サーバで取得した情報提供に係るシステムログを使用して不正な提供が行われていないか必要に応じて確認する。	事前	

令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	—	・物理的対策 <大分市における措置> ：特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、入退室管理を行っている。 ：特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ：特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。 ：特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ：特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 ：特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	—	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・技術的対策 <大分市における措置> ：ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ：OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ：ウィルスメール／スパムメール対策システムを導入している。 ：定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 ：ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。	事前	

令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	—	：外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。：侵入検知システム（IDS）を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。：必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。：使用されていないポートを閉鎖している。：職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ：基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ ：国保総合PCにおける措置 ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、 国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、 特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 ：特定個人情報の消去にあたっては、消去の必要性があれば、業務責任者の承認を得た上で実施する。	事前	

令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	< 国保総合(国保集約)システムの保管・消去 > ：国保総合PCにおける措置 ・ 国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、 - 国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 - 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、 - 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 8. 監査実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事前	
令和1年10月17日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ※請求方法、指定様式等について、大分市ホームページ上でわかりやすく表示する。	事後	
令和1年10月17日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年 5月 17日	令和元年 10月 17日	事後	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追記)	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	

令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追記)	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 7（国保総合PC） ②システムの機能	1. 資格継続業務（中略） 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務（中略）（追記） * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、（略）	1. 資格継続業務（中略） 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務（中略） 3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 （1）被保険者異動情報（資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル）の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能（*）を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 （2）医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、（略）	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 1 3（医療保険者等向け中間サーバー等）の追加			事前	オンライン資格確認のしくみの導入等にもなう使用するシステム（システム13 医療保険者等向け中間サーバー等）の追加

令和3年1月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	(追記)	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項 (利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和3年1月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	(追記)	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (賦課) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和3年1月以降	平成27年10月5日 令和元年11月1日	事後	
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (賦課) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	事前	
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (資格) 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和3年1月以降	平成27年10月5日 令和元年11月1日	事後	
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (資格) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 2 件	委託する 4件	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務 ①委託内容	(追記)	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(資格) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 (医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務)			事前	オンライン資格確認のしくみの導入等にとまなう委託事項3 (医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務)の追加

令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4（医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務）の追加			事前	オンライン資格確認のしくみの導入等にもなう委託事項4（医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務）の追加
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付） 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和3年1月以降	平成27年10月5日 令和元年11月1日	事後	
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	事前	
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（収納） 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和3年1月以降	平成27年10月5日 令和元年11月1日	事後	
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（収納） 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	事前	
令和3年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 （別添1）特定個人情報ファイル記録項目 （2）資格ファイル	（2）国民健康保険資格ファイル（中略） （追記）	（2）国民健康保険資格ファイル（中略） ○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。 ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番（個人を識別する2桁の番号） ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名（漢字） ・券面記載の氏名（漢字）の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字） ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	事前	
令和3年1月1日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	（追記）	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	

令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	・国保総合PCにおける措置 ：情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	：国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	(追記)	・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。	事前	

令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	
令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発具体的な方法	・国保事務関係職員（臨時職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 (中略) <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> (中略) ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 <サイバーセキュリティに関する教育・啓発> (中略) ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 *「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正す	・国保事務関係職員（臨時職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 (中略) <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> (中略) ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 <サイバーセキュリティに関する教育・啓発> (中略) ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 *「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する。	事前	

令和3年1月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(追記)	<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	
令和3年9月1日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 （別表第二における情報提供の根拠） ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 （別表第二における情報照会の根拠） ・ 27,42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・ 番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・ 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 （別表第二における情報提供の根拠） ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 （別表第二における情報照会の根拠） ・ 27,42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・ 番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・ 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1の項	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の項	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	事前	事前通知事項

令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の4の項	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の5の項	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	事前	事前通知事項

(別添 2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の30の項	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の33の項	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 0 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39の項	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	事前	事前通知事項

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の58の項	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の62の項	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80の項	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の93の項	番号法第19条第8号 別表第二の93の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の46の項	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	事前	事前通知事項

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の46の項	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1の項	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の項	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の4の項	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の5の項	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	事前	事前通知事項

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の30の項	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の33の項	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 0 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39の項	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の58の項	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	事前	事前通知事項

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の62の項	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80の項	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の93の項	番号法第19条第8号 別表第二の93の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の46の項	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 1 9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の46の項	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイル の概要(資格) 5. 特定個人情報の提供・ 移転（委託に伴うものを除 く。） 提供先 2 0 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17の項	番号法第19条第8号 別表第二の17の項	事前	事前通知事項

令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1の項	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2の項	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の3の項	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の4の項	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の5の項	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	事前	事前通知事項

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の17の項	番号法第19条第8号別表第二の17の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の27の項	番号法第19条第8号別表第二の27の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の30の項	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 0 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の33の項	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の39の項	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	事前	事前通知事項

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の58の項	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の62の項	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の80の項	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の87の項	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の88の項	番号法第19条第8号別表第二の88の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の93の項	番号法第19条第8号 別表第二の93の項	事前	事前通知事項

令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の106の項	番号法第19条第8号別表第二の106の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(給付) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 2 0 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の22の項	番号法第19条第8号 別表第二の22の項	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1： 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第二および第19条第14号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバを利用する職員の認証	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第二および第19条第15号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバを利用する職員の認証	事前	事前通知事項
令和4年7月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	収納消込/滞納管理システム	国民健康保険料（税）収納システム	事後	軽微な修正であるため
令和4年7月4日	III リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、収納消込／滞納管理システムにおける措置>	<国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納システムにおける措置>	事後	軽微な修正であるため

令和4年7月4日	Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、収納消込／滞納管理システムにおける措置>	<国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納システムにおける措置>	事後	軽微な修正であるため
令和4年7月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他（国民健康保険資格システム、収納消込／滞納管理システム、中間サーバ）	[○]その他（国民健康保険資格システム、国民健康保険料（税）収納システム、中間サーバ）	事後	軽微な修正であるため
令和4年7月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]その他（国民健康保険給付システム、収納消込／滞納管理システム、中間サーバ）	[○]その他（国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納システム、中間サーバ）	事後	軽微な修正であるため

令和4年7月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム6 ③他のシステムとの接続	[○]その他（国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、収納消込／滞納管理システム）	[○]その他（国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納システム）	事後	軽微な修正であるため
令和4年7月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム8 ②システムの機能	収納消込／滞納管理システムで管理される課税・収納情報を基にして、滞納情報を管理するシステムとして以下の機能を有する。 1. 各税務業務の課税・収納情報照会機能 2. 住民との接触記録や滞納整理関係情報の入力機能。 3. 納期後納付書等の発行機能及び発行履歴の管理機能。 4. 各種催告書類、滞納処分関係書類の発行機能。	国民健康保険料（税）収納システムで管理される課税・収納情報を基にして、滞納情報を管理するシステムとして以下の機能を有する。 1. 各税務業務の課税・収納情報照会機能 2. 住民との接触記録や滞納整理関係情報の入力機能。 3. 納期後納付書等の発行機能及び発行履歴の管理機能。 4. 各種催告書類、滞納処分関係書類の発行機能。	事後	軽微な修正であるため
令和4年7月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（賦課） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥再委託事項	健康保険被保険者証・同封文書の作成・封入・封緘業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	事後	軽微な修正であるため
令和4年7月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（資格） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	2件	4件	事前	
令和6年2月1日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞	＜オンライン資格確認等システムを利用した資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。）＞	事後	軽微な修正であるため
令和6年2月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム7 ①システムの名称	次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。） * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。） * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	軽微な修正であるため
令和6年2月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム7 ②システムの機能	3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	3. オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供	事後	軽微な修正であるため

令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（資格） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	事前通知事項
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（資格） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	オンライン資格確認業務として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事後	軽微な修正であるため
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（資格） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	オンライン資格確認業務として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	事後	軽微な修正であるため
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	事前通知事項
令和6年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要（給付） 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	事前通知事項
令和6年2月1日	I 基本情報 4．個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲）別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲）別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	軽微な修正であるため
令和6年2月1日	I 基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認業務として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	軽微な修正であるため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。	当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	番号法の別表第二に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	＜オンライン資格確認等システムを利用した資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	＜オンライン資格確認等システムを利用した資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16,30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16,24条 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号利用法第9条第1項 別表の24,44の項 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表 項番44 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更にあたらない変更（番号利用法の改正に伴う変更）
令和7年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 （別表第二における情報提供の根拠） ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 （別表第二における情報照会の根拠） ・27,42,43,44,45 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認業務として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条 （表における情報提供の根拠） ・ 1,2,3,5,6,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,158 （表における情報照会の根拠） ・48,69,70,71 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認業務として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更にあたらない変更（番号利用法の改正に伴う変更）
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和元年11月1日	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	平成28年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている（19）件 移転を行っている（4）件	提供を行っている（16）件 移転を行っている（4）件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	地方税関係情報（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	地方税関係情報（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8	社会福祉協議会	日本私立学校振興・共済事業団	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の56の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低 利で資金を融通する事業の実施に関する事務	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関す る事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9	日本私立学校振興・共済事業団	国家公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の65の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関す る事務	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関す る事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10	国家公務員共済組合	市長村長	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の69の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関す る事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の 徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11	市長村長	国民健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の69の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12	国民健康保険組合	地方公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の83の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の 徴収に関する事務	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関 する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13	地方公務員共済組合	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の87の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関 する事務	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先14	市長村長	後期高齢者医療広域連合	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先15	後期高齢者医療広域連合	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先15 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先16	都道府県知事等	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先16 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	介護保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先17 市長村長 ①番号法第19条第8号 別表第二の93の項 ②介護保険法による保険給付の支給に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先18 厚生労働大臣 ①番号法第19条第8号 別表第二の46の項 ②国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先19 共済組合等 ①番号法第19条第8号 別表第二の46の項 ②国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の24の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ②移転先における用途	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の41の項）	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の61の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ②移転先における用途	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の68の項）	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の100の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(1)国民健康保険税賦課ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 4 ②移転先における用途	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の23の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和元年11月1日	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	平成28年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている（26）件 移転を行っている（4）件	提供を行っている（20）件 移転を行っている（5）件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1	厚生労働大臣	全国健康保険協会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 2	全国健康保険協会	健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3	健康保険組合	全国健康保険協会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の6の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4	厚生労働大臣	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5	全国健康保険協会	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6	都道府県知事等	日本私立学校振興・共済事業団	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7	市町村長	国家公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8	社会福祉協議会	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9	日本私立学校振興・共済事業団	国民健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12	国民健康保険組合	後期高齢者医療広域連合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13	地方公務員共済組合	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	介護保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先15	後期高齢者医療広域連合	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の27の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先15 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先15 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先16	都道府県知事等	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先16 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17	市町村長	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の93の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18	厚生労働大臣	保健所を設置する市の長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19	共済組合等	独立行政法人日本学生支援機構	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の46の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料 の徴収又は納入に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与 に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の 医療の確保に関する法律による医療に関する給付の 支給又は保険料の徴収に関する情報）	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付 の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20	市町村長	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の17の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ②提供先における用途	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病 に係るものに限る。）の支給に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定 医療費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付 の支給に関する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に 規定する他の法令による給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先21 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先21 都道府県知事 ①番号法第19条第8号 別表第二の22の項 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務 ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先22 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先22 厚生労働大臣 ①番号法第19条第8号 別表第二の88の項 ②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務 ③原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先23 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先23 都道府県知事 ①番号法第19条第8号 別表第二の97の項 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務 ③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先24 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先24 保健所を設置する市の長 ①番号法第19条第8号 別表第二の97の項 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務 ③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先25 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先25 独立行政法人日本学生支援機構 ①番号法第19条第8号 別表第二の106の項 ②独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ③医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先26 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先26 都道府県知事 ①番号法第19条第8号 別表第二の120の項 ②難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 ③難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報 ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の24の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ②移転先における用途	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の41の項）	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の61の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ②移転先における用途	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の68の項）	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の100の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(2)国民健康保険資格ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4 ②移転先における用途	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の23の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和元年11月1日	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	平成28年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている（20）件 移転を行っている（6）件	提供を行っている（16）件 移転を行っている（6）件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1	厚生労働大臣	全国健康保険協会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 2	全国健康保険協会	健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の3の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3	健康保険組合	全国健康保険協会	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の6の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 3 ②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4	厚生労働大臣	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の27の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣 が行うこととされた船員保険に関する事務	予防接種法による給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 4 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の 医療の確保に関する法律による医療に関する給付の 支給又は保険料の徴収に関する情報）	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付 の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5	全国健康保険協会	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の5の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の42の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 5 ②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の 徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の17の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の48の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 6 ②提供先における用途	予防接種法による給付に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの 法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与 税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課 徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7	都道府県知事等	日本私立学校振興・共済事業団	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の56の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 7 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関す る事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8	市町村長	国家公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の27の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 8 ③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9	社会福祉協議会	市町村長又は国民健康保険組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の30の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先 9 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10	日本私立学校振興・共済事業団	地方公務員共済組合	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の33の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先10 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11	国家公務員共済組合	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の39の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の87の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先11 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12	市町村長又は国民健康保険組合	後期高齢者医療広域連合	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の42の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の115の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先12 ②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の 徴収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者 医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13	地方公務員共済組合	都道府県知事等	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の58の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 の125の項	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先13 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関 する事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律による支援給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の 提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の62の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先14 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先15	後期高齢者医療広域連合	独立行政法人日本学生支援機構	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の80の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先15 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先15 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先16	都道府県知事等	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の87の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の38の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先16 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先16 ③提供する情報	医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先17 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先17 厚生労働大臣 ①番号法第19条第8号別表第二の88の項 ②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先18 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先18 市長村長 ①番号法第19条第8号 別表第二の93の項 ②介護保険法による保険給付の支給に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先19 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先19 独立行政法人日本学生支援機構 ①番号法第19条第8号 別表第二の106の項 ②独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先20 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	提供先20 都道府県知事 ①番号法第19条第8号 別表第二の22の項 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務 ③医療保険給付関係情報（医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報） ④10万人以上100万人未満 ⑤当市に住所を有する被保険者（被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者） ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けたら都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ②移転先における用途	個人住民税の課税・収滞納に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の24の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ②移転先における用途	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の41の項）	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の61の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ②移転先における用途	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の68の項）	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の100の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 4 ②移転先における用途	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の23の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	(3)国民健康保険給付ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険収滞納ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月5日 令和元年11月1日	平成27年10月5日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険収滞納ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成28年1月1日 令和3年1月1日	平成28年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険収滞納ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険収滞納ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 1 ②移転先における用途	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号法第9条第1項 別表第一の15の項）	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務（番号利用法第9条第1項 別表の23の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険収滞納ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険収滞納ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 2 ②移転先における用途	市税の還付・充当業務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	市税の還付・充当業務（番号利用法第9条第1項 別表の24の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険収滞納ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号利用法第9条第2項に基づく大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	(4)国民健康保険収滞納ファイル Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先 3 ②移転先における用途	市税の還付・充当業務（番号法第9条第1項 別表第一の16の項）	市税の還付・充当業務（番号利用法第9条第1項 別表の24の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、大分市電子計算機処理管理運営要綱に則り、番号法に定められた業務に必要な情報のみを提供することとしている。	・同一機関内における特定個人情報の移転の際は、大分市情報化推進のためのICT利活用に関する要綱に則り、番号利用法に定められた業務に必要な情報のみを提供することとしている。	事後	重要な変更に当たらない変更（要綱改正に伴う変更及び文言の修正）
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク１：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納システムにおける措置＞ ・ユーザＩＤによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号法の規定の範囲内において情報照会を行う。	＜国民健康保険料（税）賦課システム、国民健康保険資格管理システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料（税）収納システムにおける措置＞ ・ユーザＩＤによる識別とパスワードによる認証、情報提供ネットワークシステムへの情報照会が可能な権限の制限等により、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。 ・特定個人情報ファイルの情報照会は、団体内統合宛名システムへの通信に限定している。 ・番号利用法の規定の範囲内において情報照会を行う。	事後	重要な変更に当たらない変更（文言の修正）
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク１：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムにおいて、中間サーバへの情報照会が可能な権限と、その権限において照会可能な特定個人情報の制限を行っている。 ・団体内統合宛名システムのシステム間連携機能によるアクセスの制限と、ファイアウォール等による通信制御により、不適切な方法による入手を防止している。 ・認証管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	重要な変更に当たらない変更（文言の修正）
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク１：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※１）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※２）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能（※３）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※１）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 （※２）番号法別表第二および第１９条第１５号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※３）中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※１）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※２）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能（※３）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※１）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 （※２）番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表および第19条第15号を基に事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※３）中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更に当たらない変更（文言の修正）

令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク 1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバの運用における措置＞ ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。	＜中間サーバの運用における措置＞ ・中間サーバで取得した情報照会に係るシステムログを使用して目的外および不正な入手が行われていないか必要に応じて確認する。	事後	重要な変更にあたらない変更（文言の修正）
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・国保事務関係職員（臨時職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	・国保事務関係職員（会計年度任用職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	重要な変更にあたらない変更（文言の修正）
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ・教育事項：国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：集合教育 ・教育対象：職員および嘱託職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	＜国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発＞ ・教育事項：国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：集合教育 ・教育対象：職員および会計年度任用職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	事後	重要な変更にあたらない変更（文言の修正）
令和7年1月31日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞ ・教育事項：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：情報政策課による職員ポータルを活用したe－ラーニングの実施 ・教育対象：全職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ＊「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する。	＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞ ・教育事項：番号利用法第29条の2における、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：情報政策課による職員ポータルを活用したe－ラーニングの実施 ・教育対象：全職員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ＊個人情報の保護に関する法律及び番号利用法の一部を改正する。	事後	重要な変更にあたらない変更（文言の修正）